

会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(平成17年4月1日決裁)

(平成18年6月30日決裁)

(平成18年8月31日決裁)

(平成20年5月14日決裁)

(平成21年7月27日決裁)

(平成24年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松地方広域市町村圏整備組合が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「特定建設工事共同企業体」とは、大規模かつ技術的に難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保することを目的として、工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(特定建設工事共同企業体活用の原則)

第3条 特定建設工事共同企業体の活用は、技術力等の結集により、単体企業による施工に比べ効果的な施工ができると認められる適正な範囲にとどめるものとする。

(対象工事)

第4条 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事種別ごとにそれぞれ当該各号に定める予定価格以上のものとする。

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| (1) 土木工事一式（下水道工事を含む。） | 5億円 |
| (2) 建設工事一式            | 5億円 |
| (3) 電気工事              | 3億円 |
| (4) 管工事               | 3億円 |
| (5) 水道布設工事            | 5億円 |

(構成員の数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、別表のとおりとする。

(構成員の要件)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事発注基準（平成20年1月29日決裁。以下「発注基準」という。）に規定する制限付一般競争入札の1の第1号から第5号及び指名競争入札の1の第1号から第4号までに規定する要件を満たしていること。

- (2) 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、対象工事の予定価格ごとに別表に掲げる地域要件及び建設業法第27条第1項の規定に基づく経営事項審査結果の総合評定値を満たす者の組合せになっていること。
- (3) 構成員のうち、代表者となる者は、元請として同種工事施工実績を有すること。
- (4) 構成員のうち、代表者となる者は、発注基準の制限付一般競争入札の1の第7号及び指名競争入札の1の第5号に規定する要件を満たすこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対象工事ごとに管理者が定める要件を満たしていること。

(代表者)

第7条 特定建設工事共同企業体の代表者は、次のとおりとする。

- (1) 地元業者どうしの組合せの場合  
構成員による自主的な選定で代表者を決定するものとする。
- (2) 地元業者と地元業者以外の組合せの場合  
経営事項審査結果の総合評定の最も大きな者を代表者とする。

(出資割合)

第8条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大とする。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、次の各号に掲げる特定建設工事共同企業体の構成員の数に応じ、それぞれ当該各号に定める割合以上とする。

- (1) 2社 30パーセント
- (2) 3社 20パーセント

(発注方法)

第9条 特定建設工事共同企業体への発注方法は、別に定める。

(入札参加申込み)

第10条 対象工事の競争入札に参加しようとする特定建設工事共同企業体は、次に掲げる書類を組合に提出し、当該入札に参加する資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 競争入札参加申込書（特定建設工事共同企業体）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（第1号様式）の写し
- (3) その他管理者の指定する書類

(入札保証金等)

第11条 入札保証金、入札参加資格者の喪失、設計図書等の閲覧及び価格内訳書の提出については、発注基準の規定を準用する。

(入札参加資格の審査)

第11条の2 制限付一般競争入札の特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格の審査

については、会津若松地方広域市町村圏整備組合制限付一般競争入札に係る審査要領（平成20年1月29日決裁）の規定を準用する。

- 2 前項の入札参加資格の審査において、特定建設工事共同企業体の構成に関する入札参加資格要件については、開札前に資格審査を行うものとし、当該入札参加資格要件を満たさない者の入札は無効として取り扱うものとする。

（解散の時期）

第12条 特定建設工事共同企業体は、当該契約履行後3か月を経過するまでの間は解散することができないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該工事の契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

（特定建設業の許可の有無）

第13条 特定建設工事共同企業体が建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請負契約を締結して当該工事を施工する場合には、構成員のうち1社以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けているものとする。

（編成表等の提出）

第14条 工事を施工する共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に第2号様式を基本として、共同企業体運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を管理者に提出するものとする。

（構成員の脱退及び加入）

第15条 共同企業体の構成員のいずれかが脱退した場合には、残存構成員が共同連帯して工事完成の義務を負うものとする。

- 2 共同企業体の工事の途中において一部の構成員が脱退した場合であって、脱退した構成員が工事施工の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な施工の確保が困難であると認められるときは、管理者は、残存構成員からの申請に基づき、新たな建設業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

- 3 前項の申請は、新規加入承認申請書（第3号様式）によるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

（施工期日等）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成10

年5月25日決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行し、同日以後に入札公告及び指名通知を行う工事について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月14日から施行し、同日以後に入札公告及び指名通知を行う工事について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月27日から施行し、同日以後に入札公告及び指名通知を行う工事について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に入札公告及び指名通知を行う工事について適用する。

別表（第5条、第6条関係）

特定建設工事共同企業体の構成員数及び構成員の要件

ア 土木一式工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の経営事項審査結果の総合評定値
5億円以上15億円未満	2社	管内業者	750点以上
		管内又は準管内業者	750点以上
15億円以上	2～3社	管内、準管内及び管外業者から工事の難易度等を考慮し決定する。	管内及び準管内業者の場合770点以上、管外業者の場合1400点以上

イ 建築一式工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の経営事項審査結果の総合評定値
5億円以上15億円未満	2社	管内業者	780点以上
		管内又は準管内業者	780点以上
15億円以上	2～3社	管内、準管内及び管外業者から工事の難易度等を考慮し決定する。	管内及び準管内業者の場合790点以上、管外業者の場合1500点以上

ウ 電気工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の経営事項審査結果の総合評定値
3億円以上	2社	管内、準管内及び管外業者から工事の難易度等を考慮し決定する。	管内及び準管内業者の場合710点以上、管外業者の場合1200点以上

エ 管工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の経営事項審査結果の総合評定値
3億円以上	2社	管内、準管内及び管外業者から工事の難易度等を考慮し決定する。	管内及び準管内業者の場合710点以上、管外業者の場合1200点以上

オ 水道施設工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の経営事項審査結果の総合評定値
5億円以上	2社	管内、準管内及び管外業者から工事の難易度等を考慮し決定する。	管内及び準管内業者の場合670点以上、管外業者の場合1200点以上